## 議提第4号

「議案第 56 号」北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の 廃止についてに対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第56号」北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の廃止についてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成30年9月26日 提出

北本市議会議長 島 野 和 夫 様

「議案第56号」北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の廃止についてに対する附帯決議

視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的として昭和62年4月に設置され、今日までその目的に沿った運営がなされてきたが、条例の廃止により、今後の視聴覚ライブラリーの機材、映像等の保存及び活用、関連施設の市民による活用について、また、条例第4条第3号に規定されていた「視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関する業務」が今後どのようになされていくのか、大きな懸念がある。

そのため、条例の廃止に伴い、市民への視聴覚教育の環境を整えることが必要と考える。

よって、以下の事項について適切な処置を講じられるよう強く要望する。

- 1 北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の廃止に伴い、機材、映像等 の保存及びそれらの活用については、中央図書館が対応すること
- 2 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関する業務は、生涯学習 課が中央図書館と連携して対応すること
- 3 東部公民館の視聴覚ライブラリー関連施設については、市民活動に配慮した活用を行うこと

以上、決議する。

平成30年9月26日

北本市議会